

(1日本史プリント5-5)

第6章 3.幕藩体制の成立 g.江戸初期の外交と貿易

①初期の政策

ア)秀吉の政策の踏襲=1 禁教 と 貿易の促進

- ・[2 朱印船]貿易→海外移住者の増加=各地に[3 日本人町]形成
タイでの[山田長政]の活躍

朱印船貿易…[4 幕府]が[5 大商人]たちに[6 朱印状]を与え貿易を許可する形式の貿易

- ・貿易の拡大をめざす→メキシコ(ノビスパン)への使節派遣(田中勝介)
1613 伊達政宗、[7 支倉常長]をイスパニアに派遣([8 慶長]遣欧使節)

イ)プロテスタント諸国([9 オランダ])[10 イギリス]→[11 紅毛人]への接近

*ヨーロッパにおける宗教改革の影響…[12プロテスタント](紅毛人)と[13 カトリック](南蛮人)の対立

16世紀後半 [14 オランダ]独立戦争、スペイン[15 無敵艦隊]敗北(1588)

1600年、リーフデ号の[16 ヤンニョーステン]や[17 ウィリアムニアダムス]を外交顧問として重用
(オランダ) (イギリス 三浦按針)

→[18 オランダ]・イギリスはそれぞれ[19 平戸]に商館を開く→英は1623撤退

②貿易の統制の強化

1604 糸割符制度=20 京・堺・長崎の特定商人(糸割符仲間)にポルトガル船のもたらした生糸を一括購入させ、価格統制をはかり、ポルトガル商人の利益独占をさける。

目的…[21 ポルトガル]商人に打撃を与え、貿易を22 幕府が統制しようとする

→[23 西国大名]らが[24 収益]を得ることをおさえ、幕府が25 貿易の利益を独占しようとする

③[26朝鮮]との国交回復=秀吉による[27 朝鮮出兵]の戦後処理→28 対等平等の関係を構築
1607以来 [29 朝鮮通信使]の訪問…将軍の代わりごとに訪問

1609 [30 己酉]約条…対馬の[31 宗]氏を媒介とした貿易(年に20隻)・釜山に倭館を置く

④琉球…1609[32 島津氏(薩摩藩)]の攻撃を受ける…島津氏と明・[33 清]に両属に
→島津氏は琉球を通して、中国と間接貿易を行う

h.禁教と鎖国政策

海外貿易は幕藩体制が固まるにつれ、しだいに制限された。その理由の第1は、[34 キリスト教の禁教]政策にある。はじめキリスト教を[35 放任]していた幕府は、1612年、直轄領に[36 禁教]令を出し、翌年これを全国におよぼした。

第2は、幕府が[37 貿易の利益を独占]するためであった。

幕府は、1616年には中国船以外の外国船の寄港地を平戸と[38 長崎]に制限した。1622年[39 イギリス]が撤退、1624年[40 スペイン]船の来航が禁じられた。1633年には、[41 奉書船]以外の海外渡航を禁止、1635年には日本人の[42 海外渡航]と在外日本人の[43 帰国]を禁止、中国船の寄港を[44 長崎]に限った。

1637年、島原半島と[45 天草]諸島で、[46 キリシタン]を中心とする農民が牢人たちとともに、[47 島原]の乱をおこし、幕府は九州の諸大名ら約12万人の兵力を動員し、ようやくこの一揆を鎮圧した。
その後、幕府は[48 1639]年に[49 ポルトガル]人の来航を禁止し、1641年には平戸の[50 オランダ]商館を長崎の[51 出島]に移し、日本人との自由な交流も禁じて、[52 長崎]奉行がきびしく監視することとした。こうして、日本は[53 鎖国]状態となり、200年余りの間、オランダ・[54 中国]・[55 朝鮮]および[56 琉球]王国以外の諸国との交渉を閉ざすことになった。

①禁教政策の実施・強化

ア)スペイン・ポルトガルの植民地拡大政策に対する不安

→ 秀吉 1596 [57 サンニフェリペ号]事件→26聖人殉教事件

イ)キリスト教の民衆への広がり →58 一向一揆のような民衆反乱 再発への恐怖

1612 [59 禁教]令を發布→信徒に改宗を強制(天領対象→1613 全国へも広げる)

各地で宣教師・キリスト教徒への迫害相次ぐ

→多くの[60 改宗]者と[61 殉教]殉教者の出現(1622 [62 元和の大殉教]など)

1614 宣教師、[63 高山右近]、内藤如安らの海外追放 55名を長崎で処刑

②1637～38 [64 島原]の乱発生

肥前・島原と肥後・[65 天草]島の農民ら、キリスト教迫害と圧制に対し一揆をおこす

→キリスト教徒[66 天草四郎]を指導者とし、多くのキリスト教信者を含む

③貿易統制の強化(←1604[67 糸割符]制度など)

→鎖国は、[68 オランダ]によるカトリック国およびイギリスの排除、日本貿易の独占の側面を持つ。

④鎖国の完成

1616 ヨーロッパ船の寄港地を[69 平戸]と長崎に限定

1624 [70 スペイン]船の来航を禁止

1633 [71 奉書]船以外の日本船の海外渡航を禁止(←[72 朱印]船)

1635 73 日本人の海外渡航と在外日本人の帰国を禁止

明船の来航を長崎に限定(薩摩藩の[74 琉球]経由の貿易は存続)

[75 1639]年 ポルトガル船の来航を禁止([76 鎖国]令の完成)

1641 [77 オランダ]商館を平戸から[78 長崎・出島]に移す